

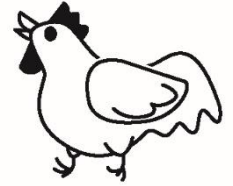


渡り鳥のシーズン到来！ 高病原性鳥インフルエンザウイルスの 侵入防止対策の徹底をお願いします！

我が国においては、平成30年1月以降本病の発生は確認されていませんが、本年に入ってから中国では1月及び2月に、フィリピンでは3月及び7月に、ベトナムでは1月から8月までに、台湾では1月から9月までに、ロシアでは7月から9月までに家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。

野鳥においても、8月には、韓国において低病原鳥インフルエンザウイルス、ロシアにおいては高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認されています。引き続き嚴重な警戒が必要です。

渡り鳥が本格的に飛来するシーズンを迎えるにあたり、飼養衛生管理基準の遵守により本病の発生予防対策の徹底をお願いします。



【農場・鶏舎へのHPAI侵入防止のために】

飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！

- ・ 入退場する人や車両についての記録と消毒の徹底
- ・ 野生動物などの畜舎への侵入防止
- ・ 農場、畜舎の出入口での消毒の徹底
- ・ 関係者以外の農場への立入制限
- ・ 発生国への渡航の自粛
- ・ 飼養家畜の健康観察、異状の早期発見、早期通報



★異状に気づいたら、すぐに家畜保健衛生所に連絡してください。

平日の時間外（午前8時30分～午後5時15分以外）
及び 休日に 連絡の必要な場合は、

警備室 **0573-26-1114** に電話し、

「家畜保健衛生所に緊急に連絡が必要」と伝え、
警備員が家畜保健衛生所職員におつなぎします。

東濃家畜保健衛生所

TEL0573-26-1111(内395) FAX0573-25-7669

E-mail:c24507@pref.gifu.lg.jp